

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

無期労働契約への転換申込（無期転換ルール）
開始に係る導入準備促進について

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営につきましては、ご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、全協文書第 B17-0082 号でも通知致しました「無期転換ルール」が平成 30 年 4 月より本格開始致します。「無期転換ルール」は、平成 25 年 4 月施行の改正労働契約法第 18 条で規定され、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる、というものです。

無期転換後の役割や労働条件の検討、社内規定の整備など、円滑な導入を目指して各社で準備を進めていただけますよう、改めてお知らせ致します。

また、(1) 専門的知識等を有する有期雇用労働者、(2) 定年に達した後引き続いて雇用される有期雇用労働者においては、「適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること」などの条件を満たすことで、無期転換申込権が発生しない期間の上限が延長される「特例」がございますので、併せてお知らせ致します。

別添資料、厚生労働省 web ページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/) 等をご参考に、各社における導入整備及び労働者への周知方、よろしく御願ひ致します。

敬具

記

添 付 文

- ① 無期転換ハンドブック
- ② 別紙 1 無期転換ルール導入に向けて
- ③ 別紙 2 無期転換ルール導入に向けて（特例について）

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部開発課 松永かほり
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp